令和5年10月3日 課長決裁

令和6年3月22日　改正

浦添市美術館モニタリング評価基準要領

指定管理者の評価について、評価基準及び評価に関する事項を定め、公平・公正な評価を実施することを目的とする。

1 項目別評価

(1) 評価基準

浦添市美術館項目別評価表（様式1－Ⅱ）の項目毎にaからeまでの5段階で評価を行う。

	評価	評価点	評価内容
項目別評価	a	5	法令等に基づき、計画された業務水準を超える指定管理者独自の取組を実施するなど、特に優れている。
	b	4	法令等に基づき、適正に問題なく実施されている。
	c	3	法令等に基づき、概ね適正に指定管理業務を行っており、計画された業務水準のとおり成果を上げている。
	d	2	法令等を遵守しているが、指定管理業務の一部に課題がある。
	e	1	法令等を遵守しておらず、改善の必要がある。又は年間を通じ計画された業務の水準を達成できなかった。

※ここでの「法令等」とは、法令、条例、規則、協定書、仕様書、事業計画書等をいう。

(2) 評価方法

評価については、指定管理者から提出されたモニタリング評価表（様式1）その他書類、事業報告書及び実態確認等を行い、複数人で評価を行う。

(3) 配点

配点は、項目毎に5点満点で換算する。
なお、満点は,評価実施年度により変動するものとする。

2 総合評価（年間評価のみ）

(1) 評価方法

項目別評価表の評価点の合計、事業運営状況等の合計点それぞれで評価を行う。

ア 項目別評価基準

	評価	評価点合計	評価内容
項目別評価	A	8割以上	高く評価できる
	B	7割以上 8割未満	評価できる
	C	6割以上 7割未満	おおむね達成されている
	D	5割以上 6割未満	一部改善が必要である
	E	5割未満	改善が必要である

イ 事業運営状況等評価基準

事業運営状況等について、以下のとおり点数配分し、100点満点で判断する。

（ア）事業運営（30点） （イ） 収支状況（30点） （ウ） 利用促進（20点） （エ） 労働環境（20点）

	評価	（ア）～（エ）の合計点
事業運営状況等	A	80点以上
	B	70点～79点
	C	60点～69点
	D	50点～59点
	E	49点以下